

環技審第5号
令和3年5月19日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称) ウィンドファーム八森山に係る環境影響評価方法書について（答申）

令和3年2月19日付け環対第510号で諮問のありましたことについては、別紙のとおりです。



(仮称) ウィンドファーム八森山 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 対象事業実施区域（以下「事業区域」という）の広範囲が水源かん養保安林に指定されており、事業区域周辺には、薬葉山及び船形山も存在する。
- これらのことから、後述する個別的事項も踏まえ、事業実施による環境への影響を適切に調査、予測及び評価したうえで、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）について、影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。
- (2) 環境影響の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。
- (3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。
- (4) 事業区域周辺の住民、立地する加美町、色麻町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

イ 建設機械の稼働による騒音については、等価騒音レベルだけではなく、5%時間率騒音レベルも算出し、適切に予測、評価すること。

ロ 施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。

(2) 地形及び地質

土砂流出・崩壊防備保安林、砂防指定地及び崩壊土砂流出危険地区（渓流）の上流域、地すべり地形（その近傍も含む）の改変を避けること。上記の区域内において、やむを得ず風力発電設備等の配置等を検討する場合は、事業実施による改変が土砂災害を誘発しないよう、地盤の安定解析を含め、適切に調査、予測及び評価を

し、十分な対策を検討すること。

(3) 動物

イ 風力発電機の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する手法が適用可能な風力発電機種の採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ コウモリ類の調査地点について、高光度 LED ライト照射による目視調査地点と気象観測塔の位置を 200 メートル以上離して設置し、8 月中旬から 9 月中旬の間に綿密な調査を行うこと。LED ライトは、ブレードを含めた風車の最頂部付近の高さで直径 80 メートル程度照射可能な機種を用いること。また、各調査地点におけるコウモリ類の感知数を比較し、予測及び評価すること。

ハ クマ、サル等の生息環境の保全のため、季節移動も含め綿密な生息実態調査を行い、事業計画に反映すること。また、住民等による現況の事業区域内森林の利用状況も調査し、参考にすること。

ニ 爬虫類、両生類の調査時期を、早春、春、夏、秋の年 4 回とすること。また、両生類の調査にあっては、鳴き声の夜間調査を実施すること。

ホ 取付道路等の新設又は拡幅等、土地の改変による地表性の動物への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

ヘ 事業区域内には、稀少な昆虫が生息している可能性が高いことから、専門家へヒアリングを実施した上で、調査方法を設定すること。

ト 魚類について、トラップ等、各調査地点に即した調査方法を適宜追加すること。

(4) 植物

イ 植物相の調査時期を、春、初夏、夏、秋の年 4 回とすること。

また、風力発電設備等の配置等による影響をくまなく予測及び評価するため、計画を具体化した上で調査地点、経路を設定すること。

ロ 植生調査において、事業区域に含まれる植物群落の状況をもれなく把握できるよう、調査地点を設定すること。

(5) 生態系

造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び

評価すること。

(6) 景観

イ 事業区域周辺に存在する薬莢山及び船形山がよく撮影される地点を調査地点として設定した上で、眺望方向や撮影時間帯による光源の位置の考慮等、適切に調査、予測し、眺望背景に風力発電設備が見えることのないよう、風車の配置を検討すること。

ロ 関係自治体の意見を踏まえ、住宅地や事業区域周辺集落等を含む調査地点を追加すること。

また、風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏及び里山からの囲繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に風車の配置の設定を行うこと。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺における、千古の森キャンプ場やバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する工事用資材等の搬出入や施設の稼働等による騒音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が保たれるかの観点で行うこと。

(8) 温室効果ガス

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(9) 放射線の量

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、リター層と土壌を分けた上で、調査地点 1 地点あたり 5 か所程度、土壌については表面 1 センチメートル以内から検体を採取し、測定を行うこと。調査地点は、風力発電設備等の配置等に係る改変箇所を設定すること。

ロ 事業実施により除去する放射性物質を含む伐採木及び落葉等については、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、発生量も把握した上で、適正な管理等ができるよう検討すること。